

様式 7 商工関係被害

平成 年 月 ～ 日の〇〇による災害について（第〇報）

平成 年 月 日現在

工場被害

市町村名	被害施設名	被害種類	規模等	被害額（千円）	備 考
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
計			0	0	

商店、他営業用建築物被害

市町村名	被害施設名	被害種類	規模等	被害額（千円）	備 考
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
計			0	0	

観光施設被害

市町村名	被害種類		被害延長	箇所数	被害額（千円）	備 考
	0		0.00	0	0	0
	0		0.00	0	0	0
	0		0.00	0	0	0
計				0	0	

備考

1 工場

- （１）「建物」とは、工場及び作業場、倉庫その他工場用付属建築物とする。
- （２）「機械」とは、製品、製造のための機械類とする。
- （３）「その他設備」とは、機械以外の設備とする。
- （４）「原材料」とは、製品を製造するための材料とする。
- （５）「設備備品」とは、機械その他設備以外の備品とする。

2 商店

- （１）「店舗」とは、卸売、小売その他物品を直接取り扱って取引する場所とする。
居住用建築物と結合した店舗については、居住の用に供せられる部分の床面積が延床面積が延床面積の２０％以上である場合は、居住用として取り扱うこととする。
- （２）「設備備品」とは、物品を直接取り扱うための設備、備品とする。

3 被害の算定

- （１）建物、機械、設備等については、減価償却の方法により時価とする。
- （２）商品、原材料等は、被害物と同種、同質量の物の仕入時の価格によるものとする。
- （３）製品の被害額は、その製品の原価とする。半製品についても同様とする。
- （４）観光施設は、復旧に要する経費とする。